

「定款の変更の案」の作成の参考資料

(一般財団法人への移行)

平成21年5月27日作成
平成22年2月 2日改訂

京都府総務部政策法務課

この資料は、内閣府作成の移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内をもとに、関係する法令等を取りまとめたものです。

なお、これまでの個別相談での事例を踏まえ、上記作成の案内に一部追加・修正を加えています。

特例財団法人が一般財団法人への移行認定を申請するに当たり作成が必要な「定款の変更の案」の作成の参考資料としていただくとともに、一般財団法人への移行後の運営の参考資料としてください。

なお、京都府においては、会計監査人の設置が必要となる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の法人が非常に少数のため、この参考資料においては、会計監査人を置かない場合を想定しています。

会計監査人の設置が必要な場合、会計監査人を任意に設置する場合は、個別にご相談ください。

【この参考資料における法令等の略称】

- ・ 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・ 認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・ 整備法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・ ガイドライン 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）
- ・ 留意事項 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について
- ・ F A Q 新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（F A Q）

※法令等については、「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)でご確認ください。

「定款の変更の案」の作成の参考資料（一般財団法人への移行）

※会計監査人を置かない場合を想定

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人〇〇〇〇と称する。

○法人の名称は、定款の必要的記載事項。（法人法 153条 1項 2号）

○一般財団法人は、その名称中に一般財団法人という文字を用いなければならない。

（法人法 5条 1項）

○名称の登記は、その名称が他人の既に登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在地が当該他人の名称の登記に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができない。

（商業登記法 27条：法人法 330条準用・読替）

○何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人及び一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。（法人法 7条 1項）

○商号を登記するには、ローマ字その他の符号で法務大臣の指定するものを用いることができる。（商業登記規則 50条：一般社団法人等登記規則 3条準用）

○移行法人は、名称を変更したときは、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。（整備法 125条 3項）

※移行法人・・移行の登記をした一般社団法人は又は一般財団法人であってその作成した公益目的支出計画の実施が完了したことの認可行政庁の確認を受けていない法人。（整備法 123条、124条）

○移行の際に、定款の変更の案で、法人の名称を変更することも可能。

（FAQ問 I - 3 - ⑧）

〈参考資料〉

・ FAQ問 I - 3 - ④（必要的記載事項の範囲）

（事務所）

第2条 この法人は主たる事務所を〈例：京都府〇〇市〉に置く。

（従たる事務所を設置している場合の記載例）

〈例1〉2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

〈例2〉2 この法人は、従たる事務所を京都府〇〇市及び京都府〇〇郡〇〇町に置く。

○主たる事務所の所在地は、定款の必要的記載事項。（法人法 153条 1項 3号）

※現在の特例民法法人の実際の所在地と定款・登記上の所在地が異なっている場合は、移

行申請までに変更手続きをお願いします。

○移行法人は、住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければなりません。(整備法 125条3項)

○主たる事務所及び従たる事務所の所在場所は登記事項。

(法人法 302条2項3号)

○定款上の「所在地」とは最小行政区画(市町村)で足りる。→登記上は所在場所。

(番地まで特定。)

○2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人は内閣府へ申請。

(整備法 47条1号イ)

○理事会は、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止などの重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。(理事会での決定が必要。)

(法人法 90条4項4号：197条準用)

○従たる事務所の設置については、定款の記載がなくても理事会決議で設置可能。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及

(2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進

：

：

(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2 前項第1号の事業は、<例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：京都府、
・・・及び〇〇県、例4：京都府及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及び海外>、同項第2号の事業は・・・において行うものとする。)

○法人の目的(事業)は、定款の必要的記載事項。(法人法 153条1項1号)

○公益目的支出計画の実施事業(整備法 119条2項1号イ又はハに規定する事業)が、定款に位置づけられている必要がある。(ガイドラインⅡ 1.(1))

○法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要がある。

○移行の際に、定款の変更の案で、法人の目的(法人が行う事業)を変更することも可能。(FAQ問I-3-⑧)

○公益目的支出計画の実施事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、内閣府へ申請。(整備法 47条1号ハ)

○公益目的支出計画を作成する必要のない法人、公益目的支出計画において特定寄

附のみを行う法人については、旧主務官庁が、都道府県の執行機関でないものは、内閣府へ申請。（整備法 47条 1号二）

第3章 資産及び会計

（基本財産）

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、＜例：（評議員会において別に定めるところにより、）この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。＞

○理事は、一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。（法人法 172条 2項）

○定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいが、その定め方については、原則として各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられる。（FAQ問Ⅵ-3-②）

○（解散の事由）基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能。（法人法 202条 1項 3号）

○理事会は、重要な財産の処分及び譲受けなどの重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。（法人法 90条 4項 1号）

＜参考資料＞

- ・ FAQ問Ⅵ-3-①（移行後の基本財産の扱い）
- ・ FAQ問Ⅵ-3-②（定款における基本財産の定め方）

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

○事業年度は、定款の必要的記載事項。（法人法 153条 1項10号）

○事業年度は1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1年6箇月）を超えることができない。

（法人法施行規則 29条 1項）

○事業年度は、1年を超えることができない（移行の認定又は認可申請をする特例民法法人）。（整備法施行規則 2条 2項）

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日

- までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

○法人法には、事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはないが、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましい。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書【移行法人のみ】
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号（、第3号）、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号（及び第3号）の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置くものとする。

【公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供する必要あり。】

○各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（移行法人については、公益目的支出計画実施報告書）の作成をしなければならない。作成したときから10年間保存しなければならない。

（法人法 123条：199条準用、整備法 127条1項、2項）

○計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（移行法人については、公益目的支出計画実施報告書）は、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。（法人法 124条：199条準用、整備法 127条2項）

○計算書類は定時評議員会の承認が必要。事業報告（移行法人については、公益目的支出計画実施報告書）の内容は定時評議員会への報告が必要。（附属明細書は除く。）（法人法 126条：199条準用、整備法 127条2項）

○貸借対照表等の公告（法人法 128条1項：199条準用）

- ・定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表（負債額が200億円以上の法人は、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

○公告方法（法人法 331条）（貸借対照表等の公告の場合）

- ・官報に掲載する方法（要旨の公告で可）
 - ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（要旨の公告で可）
 - ・電子公告（ホームページのアドレスの登記が必要。）（定時評議員会の終結の日後5年を経過する日まで。）
 - ・主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（公告の開始後1年を経過する日まで。）
- 公告方法のうち、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める場合には、貸借対照表等の公告に代えて、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く（定時評議員会の終結の日後5年を経過する日まで。）措置をとることができる。（法人法 128条3項：199条準用）（ホームページのアドレスの登記が必要。）なお、当該措置をとることを定款で規定する必要はない。
- 事業報告等の備え置き及び閲覧等（主たる事務所5年間、従たる事務所3年間）
- ・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告
（法人法 129条：199条準用）
評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも閲覧等の請求をすることができる。
 - ・公益目的支出計画実施報告書（整備法 127条5項）一般の閲覧に供する必要あり。
- 何人も、移行法人の業務時間内は、いつでも、公益目的支出計画実施報告書の閲覧を請求することができる。正当な理由がないのに閲覧を拒んではならない。（整備法 127条6項）
- 移行法人は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）、公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない。（整備法 127条3項）
- 認可行政庁は、移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書について閲覧又は謄写の請求があった場合には、閲覧又は謄写をさせなければならない。（整備法 127条4項）
- 一般財団法人の会計
- ・その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。（法人法 119条：199条準用）
 - ・会計帳簿の作成及び保存（法人法 120条：199条準用）
- 移行の認定又は移行の認可の申請をする特例民法法人の計算書類等の作成（整備法 60条）、計算書類等の監査等（整備法 61条）、計算書類等の評議員会への提出等（整備法 62条）

第4章 評議員

（評議員の定数）

第9条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

- 評議員の資格等（法人法 65条 1 項：173条 1 項準用）
- 法人は役員となることができない。（法人法 65条 1 項 1 号：173条 1 項準用）
- 一般財団法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。
（法人法 172条 1 項）
- 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。（法人法 173条 2 項）
- 評議員は、3人以上でなければならない。（法人法 173条 3 項）
- 評議員の氏名は登記事項（法人法 302条 2 項 5 号）
- 登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記が必要。
（法人法 303条）
- 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会を置く旨の定めは、法人法に規定する評議員、評議員会を置く旨の定めとしての効力を有しない。
（整備法 89条 4 項）

<参考資料>

- ・ F A Q 問 II - 5 - ①（新制度の理事、監事、評議員の定数）

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 評議員の選任及び解任の方法は、定款の必要的記載事項。
（法人法 153条 1 項 8 号）
- 理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない。（法人法 153条 3 項 1 号）
- 評議員の選任及び解任について、評議員会の決議によって変更できる旨を、移行時の定款の変更の案に定めていなければ、特別な事情があって裁判所の許可を得ない限り変更することができなくなる。（法人法 200条、整備法 122条 1 項）
特例民法法人については、整備法94条を参照。
- 特例財団法人が最初の評議員を選任する方法については、旧主務官庁の認可が必要。（整備法 92条）（中立性に配慮した方法で選任が必要。）
- 定款の変更の案に記載する移行後の一般財団法人の評議員の選解任の方法としては、評議員会の決議による方法、選解任のための任意の機関を設置する方法、外部の特定の者に選解任を委任する方法などが考えられる。

<参考資料>

- ・ F A Q 問 II - 2 - ①（最初の評議員の選任方法）

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

○評議員の任期は、選任後4年以内（定款によって6年以内まで伸長可）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

（法人法 174条 1項）

○定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすること可。

（法人法 174条 2項）

○法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。（法人法 175条 1項）

<参考資料>

・FAQ問Ⅱ-4-①（新制度の理事、監事、評議員の任期）

（評議員の報酬等）

第12条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

○評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。（法人法 196条）

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

○評議員会は、すべての評議員で組織する。（法人法 178条 1項）

○旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会を置く旨の定めは、法人法に規定する評議員、評議員会を置く旨の定めとしての効力を有しない。

（整備法 89条 4項）

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

○評議員会は、法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。(法人法 178条2項)

○評議員会の決議を必要とする事項について、評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有しない。(法人法 178条3項)

○評議員会以外の機関が、評議員会の決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることはできない。(留意事項Ⅱ5)

○評議員会の決議

- ・役員(理事及び監事)の選任(法人法 63条:177条準用)
- ・役員の解任(法人法 176条)
- ・(定款で定めていないとき)理事の報酬等(法人法 89条:197条準用)
- ・(定款で定めていないとき)監事の報酬等(法人法 105条:197条準用)
- ・計算書類(貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書))の承認(法人法 126条2項:199条準用)
- ・定款の変更(法人法 200条)

ただし、目的(事業)及び評議員の選任及び解任の方法については、移行時の定款の変更の案に、評議員会の決議によって変更できる旨を定めていなければ、特別な事情があつて裁判所の認可を得ない限り変更することができなくなる。(法人法 200条、整備法 112条1項)

特例民法法人については整備法94条を参照。

- ・残余財産の処分(法人法 239条2項)
- ・評議員会のその他の決議事項

役員等の責任の一部免除(法人法 113条:法人法 198条準用)、事業の全部の譲渡(法人法 201条)、一般財団法人の継続(法人法 204条)、吸収合併契約の承認(法人法 247、251条)、新設合併契約の承認(法人法 257条) など

○評議員会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(ただし、評議員会に提出された資料等を調査する者の選任などは可能。)

(法人法 189条4項)

○評議員会の目的である事項(議題)の範囲内であれば、評議員が、評議員会の議場において、議案を提出することもできる。(FAQ問Ⅰ-3-⑪)

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として<例1:毎事業年度終了後3箇月以内、例2:毎年度〇月>に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

○定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

(法人法 179条 1項)

○評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる(臨時評議員会)。(法人法 179条 2項)

○定時評議員会は、理事、監事、評議員の任期の終期の基準となる。

- ・理事の任期(法人法 66条:177条準用)
- ・監事の任期(法人法 67条:177条準用)
- ・評議員の任期(法人法 174条)

○事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、評議員会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時評議員会の位置付けになる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

○評議員会は、(裁判所の許可を得て評議員が招集する場合を除く。)理事が招集する。(法人法 179条 3項)

○評議員による招集の請求(法人法 180条)

- ・理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- ・請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、請求があった日から6週間(これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間)以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合、請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

○評議員会の招集の決定(理事会の決議が必要)(法人法 181条)

- ・評議員会の日時及び場所、目的である事項
- ・目的である事項が、役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併であるときは議案の概要(法人法施行規則 58条)

○評議員会の招集の通知は1週間(定款で下回る期間を定めることは可能。)前までに、書面で通知を発しなければならない。書面に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。(法人法 182条)

○招集手続の省略(評議員の全員の同意が必要)(法人法 183条)

○評議員提案権(法人法 184条~186条)

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない

ない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

○評議員会の決議（法人法 189条 1項）

- ・ 議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めることも可能）が出席し、その過半数（定款で過半数を上回る割合を定めることも可能。）をもって行う。

○評議員会の運営方法（留意事項Ⅱ 8）

- ・ 定款に、①評議員会に代理人が出席して議決権を行使することを許容する定め、②評議員が評議員会に出席することなく書面等によって評議員会の議決権を行使することを許容する定め、③評議員が議案の賛否について個々の評議員の賛否を個別に確認する方法で過半数の評議員の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議を許容する定め、のいずれかを設けた場合には、不認定又は不認可の対象となるものとする。
- ・ 可否同数の場合に、議長に2票を与えることとなるような定款の定めは無効である。（FAQ問Ⅰ-3-⑪ 定款の変更の案の作成（別紙）6 理事会 を参照のこと。）

○議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議が必要な事項（法人法 189条 2項）

- ・ 監事の解任（法人法 176条 1項）
- ・ 役員等の責任の一部免除（法人法 113条 1項：198条準用）
- ・ 定款の変更（法人法 200条）
- ・ 事業の全部の譲渡（法人法 201条）
- ・ 一般財団法人の継続（法人法 204条）
- ・ 吸収合併契約の承認（法人法 247条、251条）、新設合併契約の承認（257条）

○理事の選任議案の決議方法（留意事項Ⅱ 4）

- ・ 定款に、評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けた場合には、不認定又は不認可の対象となるものとする。

○特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（法人法 189条 3項）

○評議員会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(ただし、評議員会に提出された資料等を調査する者の選任などは可能。)

(法人法 189条 4項)

○評議員会の目的である事項(議題)の範囲内であれば、評議員が、評議員会の議場において、議案を提出することもできる。(FAQ問Ⅰ-3-⑪)

○評議員会の決議の省略(法人法 194条)

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

○評議員会への報告の省略(法人法 195条)

理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

○議事録の作成(法人法 193条 1項、法人法施行規則 60条)

○評議員会の日から議事録を主たる事務所に10年間、議事録の写しを従たる事務所に5年間、備え置かなければならない。(法人法 193条 2項、3項)

○評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも議事録(写し)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。(法人法 193条 4項)

○評議員会の議事録への記名押印については、法令上規定なし。

(議事録への記名押印をする者を、評議員会において選任された議事録署名人、議事録作成者などとする可。)

<参考資料>

・FAQ問Ⅱ-7-⑤(評議員会の議事録への記名押印)

【評議員会に関するこのほかの記載事項】

○評議員会の報告の省略、評議員会の議長、などの事項について定款に規定しておくこともできる。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

<例1>

- 2 理事のうち1名（○名）を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。
- <例2：代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合の例>
（専務理事など他の名称も可。）
- 2 理事のうち1名を理事長、○名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

○一般財団法人は、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

（法人法 170条）

○役員資格等（法人法 65条1項：177条準用）

○法人は役員となることができない。（法人法 65条1項1号：177条準用）

○一般財団法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。（法人法 172条1項）

○監事は、一般財団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（法人法 65条2項：177条準用）

○理事は、3人以上でなければならない。（法人法 65条3項：177条準用）

○一般財団法人のうち、非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であることが必要。（法人税法施行令 3条1項、2項）

○理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。（複数置くことも可能。）（法人法 90条3項：197条準用）

○代表理事以外の業務を執行する理事（法人法 91条1項2号：197条準用）

・代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたもの。（置かなくてもよい。人数も任意。）

○最初の代表理事については、通常の方法のように理事会で選定することができないため、例外的に、定款の変更の案の附則に就任予定者の氏名を記載する方法により選定することになる。（FAQ問I-5-②）

○理事及び監事の氏名は登記事項（法人法 302条2項5号）

○代表理事の氏名及び住所は登記事項（法人法 302条2項6号）

○移行法人は、代表者の氏名を変更したときは、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。（整備法 125条3項）

○代表理事以外の業務を執行する理事については、登記事項ではない。

○代表理事等の名称を定款において法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。（留意事項Ⅱ2）

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

○理事の選任議案の決議方法（留意事項Ⅱ 4）

- ・定款に、評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けた場合には、不認定又は不認可の対象となるものとする。

○代表理事の選考方法（留意事項Ⅱ 7）

- ・「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の決定権限を奪い、（将来の）代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効である。（予め順番を理事会で定めることとする定款の定めも、適当でないと考えられる。）
- ・代表理事を1人ではなく複数名選定することは可能。
- ・複数の代表理事につき権限の分担を定めても、その分担は法人内部の関係に止まり、外部に対しては原則としてその権限分担の効力を主張することはできない。（法人法 77条5項：197条準用）

○代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

（法人法 79条1項：197条準用）

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞
- 3 代表理事及び業務執行理事は、＜例1：3箇月に1回以上、例2：毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、＞自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

○代表理事は、一般財団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（法人法 77条4項：197条準用）定款等で代表理事の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。（法人法 77条5項：197条準用）

ただし、次に掲げる事項など重要な業務執行の決定は、理事会での決定が必要。

（①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な使用人の選任及び解任④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法人法施行規則14条で定める体制の整備）（法人法 90条4項：197条準用）

○一般財団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般財団法人を代表する権

限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う（表見代表理事）。

（法人法 82条：197条準用）

○理事は、法令及び定款を遵守し、一般財団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。（法人法 83条：197条準用）

○理事は、競業及び利益相反取引などをしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

（法人法 84条：92条1項読替：197条準用）また、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（法人法 92条2項：197条準用）

○理事は、一般財団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（法人法 85条：197条準用）

○代表理事及び代表理事以外の業務を執行する理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上とすることも可。（法人法 91条2項：197条準用）

この報告については、省略できない。（法人法 98条2項：197条準用）

○複数理事間の職務分掌関係を定めておくことは、法令上必須ではないが、ガバナンス確保上重要と考えられる。

○新制度においては、代表理事が法人を代表し、代表理事及び理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された業務執行理事が、法人の業務を執行することとされており、その他の理事は、理事会への出席等を通じて法人運営に関与することとなる。（FAQ問I-3-⑪）

○代表理事以外の理事が代表権を有する旨の定めや、業務執行理事以外の理事が業務を執行する旨の定めは不可。（代行も含む。）（FAQ問I-3-⑪）

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

○監事の職務（法人法 197条で準用）

- ・ 理事の職務の執行の監査。監査報告の作成。（法人法 99条1項、法人法施行規則16条）
- ・ いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務の執行及び財産の状況を調査することができる。（法人法 99条2項）
- ・ 職務を行うため必要があるときは、子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。子法人は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる。

(法人法 99条3項、4項)

- ・ 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(法人法 101条1項)

- ・ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。(法人法 100条) 報告をする場合において、必要があると認めるときは、理事(招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。(法人法 101条2項) 請求から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、請求をした監事は、理事会を招集することができる。(法人法 101条3項)
- ・ 監事が評議員会を招集することはできない。
- ・ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、調査結果を評議員会に報告しなければならない。(法人法 102条)
- ・ 監事の選任に対する監事の同意等(法人法 72条)
- ・ 監事の選任等についての意見の陳述(法人法 74条)
- ・ 理事の行為の差し止め。(法人法 103条)
- ・ 一般財団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表(法人法 104条) など

<参考資料>

- ・ F A Q 問 II - 1 - ③ (監事の選任)

(会計監査人の職務及び権限)

(第23条 (省 略))

○会計監査人を置かない場合を想定しているため、省略。

※会計監査人を置く場合は、ご相談ください。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後<例1：4年、例2：2年>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

○理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款によって短縮可。

（法人法 66条：177条準用）

○監事の任期は、選任後4年以内（定款によって2年以内まで短縮可。）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。（法人法67条1項：177条準用）定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事（予め補欠として選任された監事を含む。）の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすること可能。（監事の増員の場合、任期の短縮は不可。）（法人法 67条2項：177条準用）

○予め補欠の役員を選任しておくことも可能。

（法人法 63条2項：177条準用、法人法施行規則 12条：61条準用）

○補欠については、定款によって任期を前任者の残存任期の満了する時までとすることができるが、この場合の補欠には、予め選任しておく場合だけでなく、前任者が（任期の満了前に）退任した後に、補欠者を選任する場合も該当しうると解される。（FAQ問Ⅱ-1-②）

○役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（法人法 75条1項：177条準用）

<参考資料>

- ・FAQ問Ⅰ-3-⑪（定款の変更の案の作成（別紙）5 役員等）
- ・FAQ問Ⅱ-1-②（役員等の補欠選任）
- ・FAQ問Ⅱ-4-①（新制度の理事、監事の任期）
- ・FAQ問Ⅱ-4-②（移行をまたぐ任期の取扱い）
- ・FAQ問Ⅱ-4-③、④、⑤（理事の任期）
- ・FAQ問Ⅱ-4-⑥（任期の起算点）
- ・FAQ問Ⅱ-4-⑦（移行の登記を停止条件とした役員の交代）

（役員の新任）

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

○理事又は監事が、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。は、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。（法人法 176条1項）

○監事の解任については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数の決議が必要。（法人法 189条2項1号）

（役員の新任等）

(A)

第25条 理事及び監事に対して、＜例：（評議員会において別に定める総額の範囲内で、）評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

(B)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、＜例：（評議員会において別に定める総額の範囲内で、）評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

○理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般財団法人等から受ける財産上の利益）は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。（法人法 89条：197条準用）

○監事の報酬等（法人法 105条：197条準用）

- ・定款に額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- ・監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
- ・監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

＜参考資料＞

- ・FAQ問V-6-⑤（監事の報酬等）

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

○理事会は、すべての理事で組織する。（法人法 90条1項：197条準用）

○旧財団法人の寄附行為における理事会を置く旨の定めは、法人法に規定する理事会を置く旨の定めとしての効力を有しない。（整備法 89条4項）

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

○理事会の職務（法人法 90条2項：197条準用）

- ・一般財団法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・代表理事の選定及び解職（理事の中から選定、法人法 90条3項：197条準用）

○理事会は次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

(法人法 90条 4 項)

- ・ 重要な財産の処分及び譲受け
- ・ 多額の借財
- ・ 重要な使用人（事務局長など）の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 一般財団法人の業務の適性を確保するための体制整備（法人法施行規則 14条）
- ・ 定款の定めに基づく役員等の法人に対する損害賠償責任の理事等による免除（法人法 114条：198条準用）

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

○招集権者（法人法 93条：197条準用）

- ・ 理事会は、各理事が招集。
- ・ 理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集。
- ・ 定められた理事以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- ・ 請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、請求をした理事は、理事会を招集することができる。

○招集手続（法人法 94条 1 項：197条準用）

- ・ 理事会の招集の通知は1週間（定款で下回る期間を定めることは可能。）前までに、通知を発しなければならない。

○招集手続の省略（法人法 94条 2 項：197条準用）

- ・ 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

○理事会の決議（法人法 95条：197条準用）

- ・ 議決に加わることができる理事の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めることも可能）が出席し、その過半数（定款で過半数を上回る割合を定めること

も可能)をもって行う。

- ・ 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- ・ 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で出席した代表理事とすることも可能。）及び監事は、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- ・ 決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、決議に賛成したものと推定する。

○理事会の運営方法（留意事項Ⅱ 8）

- ・ 定款に、①理事会に代理人が出席して議決権を行使することを許容する定め、②理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することを許容する定め、③理事が議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で過半数の理事の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議を許容する定め、のいずれかを設けた場合には、不認定又は不認可の対象となるものとする。
- ・ 可否同数の場合に、議長に2票を与えることとなるような定款の定めは無効である。（FAQ問Ⅰ-3-⑪ 定款の変更の案の作成（別紙）6 理事会を参照のこと。）

○理事会の決議の省略（法人法 96条：197条準用）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。したがって、理事会の決議の省略については、定款の定めがないとできない。（理事の「全員の同意」が得られる議案の場合には、いわゆる持ち回り決議をすることも可能。）

○理事会への報告の省略（法人法 98条：197条準用）

理事又は監事が理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、代表理事等の業務を執行する理事の自己の職務執行状況の報告（法人法 91項2項）については、省略することはできない。

（議事録）

第30条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した<例1：理事、例2：代表理事>及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

○理事会の議事については、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で出席した代表理事とすることも可能。）及び監事は、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(法人法 95条3項：197条準用)

- 定款で、記名押印すべき出席理事を出席した代表理事と定めた場合であっても、代表理事が出席しなかった時には、出席した理事（と監事）の全員が記名押印しなければならない。また、複数名の代表理事が出席した場合、出席した代表理事の全員（及び監事の全員）の記名押印が必要。
- 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。(法人法 95条5項：197条準用)
- 理事会の議事録の作成(法人法施行規則 15条：62条準用)
- 理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。
(法人法 97条1項：197条準用)
- 評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。(法人法 97条2項：197条準用)
- 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
(法人法 97条3項：197条準用)

【理事会のこのほかの記載事項】

- 理事会への報告の省略や理事会の議長などの事項について、定款に記載しておくこともできる。

【法律にない任意の（合議）機関を設ける場合】

- 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、その名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある。(留意事項Ⅱ 2)

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

○定款の変更（法人法 200条）

- ・評議員会の決議によって定款を変更することができる。(議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議が必要)
- ・ただし、目的（事業）及び評議員の選任及び解任の方法については、移行時の定款の変更の案に、評議員会の決議によって変更できる旨を定めていなければ、特別な事情があつて裁判所の認可を得ない限り変更することができなくなる。
(法人法 200条、整備法 112条1項)
- ・特例民法法人については整備法94条を参照。

○定款の変更（変更の認定が必要なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。(認定法 13条)

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

○解散の事由（法人法 202条）

- ・ 定款で定めた存続期間の満了
- ・ 定款で定めた解散の事由の発生
- ・ 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- ・ 合併により当該一般財団法人が消滅する場合
- ・ 破産手続開始の決定
- ・ 解散を命ずる裁判（特例民法法人は解散命令）
- ・ ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合、当該事業年度に関する定時評議員会の終結の時（特例民法法人は除く。）

○移行法人は、定款で法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれらを変更したときは、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。

（整備法 125条3項）

○休眠一般財団法人のみなし解散（法人法 203条）（特例民法法人は除く。）

○一般財団法人（特例財団法人を含む）は、設立者の定めた目的を実現すべき法人であり、一般社団法人（特例社団法人）と異なり、設立後に評議員会（、理事会）の決議などの法人の機関の意思決定によって自主的に解散することはできないこととされている。

（残余財産の帰属等）【非営利性が徹底された法人の場合】

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

○設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。（法人法 153条3項2号）

○一般財団法人に移行する場合における残余財産の定めと法人税法上の取扱いとの関係については、移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内（注32）を参照のこと。

○定款における残余財産の定めと租税特別措置法第40条の関係については、国税庁のパンフレット「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の記載のしかたを参照のこと。

○残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。定款で定めるところにより残余

財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の評議員会の決議によって定める。これらにより帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(法人法 239条)

○移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産については、認可行政庁の承認を受けて、認定法第5条第17号に規定する者に帰属させなければならない。(整備法 130条)

○移行法人は、定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(整備法 125条3項)

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、

<例1：官報に掲載する方法>

<例2：京都府において発行する〇〇新聞に掲載する方法>

<例3：電子公告>

<例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>

により行う。

<例3の場合>

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例1：官報に掲載する方法、例2：京都府において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。

○公告方法は、定款の必要的記載事項。(法人法 153条1項9号)

○公告方法(法人法 331条)

・官報に掲載する方法

・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

・電子公告(公告期間：法人法 332条)

・主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

(法人法施行規則 88条1項)(公告期間：法人法施行規則 88条2項)

・事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。(この場合、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法を定めることはできない。)

○電子公告の場合は、情報が掲載されているホームページのアドレスを登記することとなる。(法人法 302条2項15号、法人法施行規則 87条)

○「官報又は電子公告」や「法人法で定める公告方法のいずれかの方法」のように選択的に定めることはできない。また、「貸借対照表の公告は電子公告、それ以外は官報」のように、公告方法を任意に細分化して、各事項につきそれぞれの公

告方法を定めることもできない。

- 公告方法のうち、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める場合には、貸借対照表等の公告に代えて、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く（定時評議員会の終結の日後5年を経過する日まで。）措置をとることができる。（法人法 128条3項：199条準用）（ホームページのアドレスの登記が必要。）なお、当該措置をとることを定款で規定する必要はない。
- 公告方法について、定款の規定にかかわらず法令の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものについては、官報に掲載する方法でなければならない。

＜参考資料＞

- ・FAQ問I-3-⑩（公告方法）

【定款のこのほかの記載事項】

- 法令上の規定はないが、事務局が設置されている場合、その組織及び運営に関する事項について定款で規定しておくこともできる。
- 法人の根本規則である定款だけでは対応困難な技術的、専門的事項について、下位の規則に委ねる場合に、その根拠規程を定款に定めておくこともできる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

○移行の認可を受けようとする特例民法法人が、整備法 121条 1 項において読み替えて準用する整備法 106条 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に一般財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び整備法 117条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

（整備法 102条：118条準用・読替）

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登

記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

○特例民法法人は、整備法 60条 1 項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の作成に当たっては、事業年度を定めるものとする。ただし、整備法 106 条 1 項（整備法 121条 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしたときは、当該登記をした日の前日を事業年度の末日とするよう定めるものとする。（整備法施行規則 2条 1 項）

3 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇とする。

○法人法施行後、移行前に定款（寄附行為）を変更して法人法上の代表理事を置いている場合を除き、移行後最初の代表理事は、定款の変更の案に氏名を直接記載する方法により選定（選任）する必要がある。

<参考資料>

- ・ F A Q 問 II - 3 - ①（最初の代表理事、業務執行理事の選任）
- ・ F A Q 問 II - 3 - ②（移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続）

(4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

〇〇〇〇

〇〇〇〇

:)

○特例民法法人が、最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の許可を受けて理事が定めるところによる。選任前に旧主務官庁の許可が必要。（整備法 92条）

※最初の評議員の選任方法については、京都府及び京都府教育委員会所管法人については、各所管課にお問い合わせください。

なお、認可申請には、次の書類が必要となります。

- ・ 申請書
- ・ 最初の評議員の選任方法の案
- ・ 選任方法の案を決議した理事会の議事録
- ・ その他、各所管課が必要とする書類

○最初の評議員については、選任された者を明確にする観点から、氏名を定款の変更の案に記載することも有用な取り扱いと考えられる。

<参考資料>

- ・ F A Q 問 II - 2 - ①（最初の評議員の選任方法）
- ・ F A Q 問 II - 3 - ②（移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続）

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	○○㎡ ××市▽▽町3-5-1
建物	○○㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建
投資有価証券	××株式 ○○株